

## 山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要綱

### 第1 趣旨

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであり、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があることから、知事は、介護サービス事業所・施設等を運営する法人等及びその職員等に対し、予算の範囲内において、交付金を交付し、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。（以下「規則」という。））に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- 1 この要綱において、「交付金」とは、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して交付する交付金をいう。
- 2 この要綱において、「介護サービス事業所・施設等」とは、別表1に掲げる事業所・施設等で県内に所在するものをいう。
- 3 この要綱において、「法人等」とは、介護サービス事業所・施設等を運営する法人等をいう。
- 4 この要綱において、「介護慰労金事業」とは、国実施要綱3（2）に定めるところにより慰労金を給付する事業をいう。
- 5 この要綱において、「慰労金」とは、介護慰労金事業において給付する慰労金のことをいう。
- 6 この要綱において、「慰労金給付対象者」とは、別表3に規定する慰労金給付対象者をいう。
- 7 この要綱において、「感染対策費用助成事業」とは、国実施要綱の3（1）①に定めるところにより、介護サービス事業所・施設等に対して支援を実施する事業をいう。
- 8 この要綱において、「在宅サービス事業所」とは、別表1に掲げる訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所で県内に所在するものをいう。
- 9 この要綱において、「再開環境整備助成事業」とは、国実施要綱の3（3）②に定めるところにより、在宅サービス事業所に対して、環境整備への支援を実施する事業をいう。
- 10 この要綱において、「介護支援金事業」とは、感染対策費用助成事業及び再開環境整備助成事業をいう。

### 第3 実施主体

国実施要綱に基づき実施する事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

### 第4 交付の対象及び交付額等

- 1 介護慰労金事業 別表2及び別表3のとおり
- 2 感染対策費用助成事業 別表2及び別表4のとおり
- 3 再開環境整備助成事業 別表2及び別表5のとおり

### 第5 交付申請

交付金の交付を受けようとする者は、知事に対し、交付を申請しなければならない。

- 1 交付金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）
  - (1) 介護慰労金事業

法人等が、当該法人等が運営する介護サービス事業所・施設等に係る慰労金給付対象者から慰労金の請求及び受領に関する権限の委任を受け、知事に申請するものとする。ただし、慰労金給付対象者が現に介護サービス事業所・施設等に勤務していない場合であって当該介護サービス事業所・施設等を運営する法人等から申請することが困難なとき、その他当該法人等から申請することが困難と知事が認めるときは、当該慰労金給付対象者が知事に申請するものとする。

## (2) 介護支援金事業

ア 法人等が、当該法人等が運営する介護サービス事業所・施設等のうち助成の対象となるものについて、知事に申請するものとする。

イ アの規定による申請をしようとする法人等は、当該申請をする時より前に、当該申請に係る経費の支払を完了しなければならない。

## 2 提出書類

### (1) 介護慰労金事業

ア 法人等による申請の場合

(ア) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る交付申請書（慰労金）（様式第1号）

(イ) その他別に定める書類

イ 法人等以外の者による申請の場合

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）個人用申請書（様式第2号）

(イ) その他別に定める書類

### (2) 介護支援金事業

ア 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る交付申請書兼実績報告書（支援金）（様式第1号の2）

イ 当該申請に係る経費の領収証

ウ その他別に定める書類

## 3 提出期限

別に定める日

## 第6 交付の決定

1 知事は、第5の1（1）又は（2）アの規定による申請があったときは、当該申請を審査し、交付金の交付の決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定をしないことができる。

## 第7 交付の条件

規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

1 事業の内容を変更しようとする場合は、変更計画承認申請書（様式第3号）に別に定める書類を添えて、知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付金の増額を伴わないものはこの限りでない。

2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

3 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

## 第8 交付申請の取下げ

申請者は、交付金の交付の申請の取下げをしようとする場合は、交付の決定の通知を受領した日から20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

## 第9 実績報告及び交付金の精算

### 1 介護慰労金事業

交付対象法人等（交付金の交付の決定を受けた法人等をいう。以下同じ。）は、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに次に定める書類を知事に提出し、事業実績及び精算額を報告し、概算払で受けた交付金の精算をしなければならない。

- (1) 別に定める実績報告書
- (2) その他別に定める書類

### 2 介護支援金事業

法人等は、第5の1(2)アの規定による申請と併せて、当該申請に係る事業実績を知事に報告しなければならない。

## 第10 交付金の額の確定等

### 1 介護慰労金事業

#### (1) 法人等による申請の場合

知事は、事業の完了又は廃止に係る事業の実績の報告を受けた場合においては、第9に規定する書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象法人等に通知するものとする。

#### (2) 個人による申請の場合

知事は、交付金の交付の決定の際に交付額を確定し、申請者に通知するものとする。

### 2 介護支援金事業

知事は、交付金の交付の決定の際に交付額を確定し、申請者に通知するものとする。

## 第11 交付金の交付

### 1 介護慰労金事業

#### (1) 法人等による申請の場合

知事は、交付金の交付に当たっては、第6の1の規定により決定した額を概算で交付するものとする。

#### (2) 個人による申請の場合

知事は、第10の1(2)の規定により確定した額の交付金を交付するものとする。

### 2 介護支援金事業

知事は、第10の2の規定により確定した額の交付金を交付するものとする。

## 第12 交付の決定の取消し

### 1 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金の他の用途への使用をしたとき。
- (2) 事業に関し交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (4) 規則第5条の2各号のいずれかに該当するとき。

### 2 1の規定は、交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

### 3 知事は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付対象者に通知するものとする。

### 第13 交付金の返還

- 1 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、交付金の返還を命じたときは、交付対象者に通知するものとする。

### 第14 加算金及び延滞金

- 1 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における1の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、1及び3の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 5 交付対象者は、4の申請をしようとする場合には、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、加算金又は延滞金の免除をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

### 第15 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）を速やかに、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。なお、交付対象者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 2 知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

### 第16 法人等の責務

法人等は、交付金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

### 第17 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行し、令和2年度の交付金について適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

別表 1 (第 2 関係)

区 分	事業所・施設種別
1 訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
2 通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
3 短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
4 多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

注 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

注 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

注 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

別表2（第4関係）

事業の区分	対象経費	交付率	交付額
介護慰労金事業	慰労金及び手数料（振込手数料）	10分の10	別表3に定めるとおり
感染対策費用助成事業	事業に必要な経費のうち、報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費及び負担金	10分の10	別表4に定めるとおり
再開環境整備助成事業	事業に必要な経費のうち、報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費及び負担金	10分の10	別表5に定めるとおり

注 1 事業所・施設等に対し、感染対策費用助成事業に係る支援金と再開環境整備助成事業に係る支援金の両方を交付することができる。

## 別表3（第4関係）介護慰労金事業

### 1 慰労金給付対象者

(1) 慰労金の給付対象となる者は、次のア及びイに該当する者とする。

ア 介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員。ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、県における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所についても対象となる。

イ 次の(ア)及び(イ)に該当する職員

(ア) 介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者。ただし、該当の有無に当たっては、次の点に留意すること。

a 「10日以上勤務」とは、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が、令和2年2月11日から同年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

b 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

(イ) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

(2) 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

### 2 給付額

(1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に対し、次のアからウまでの区分に応じ、当該アからウまでに定める額を給付する。

ア 訪問系サービス事業所において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人につき20万円

イ 訪問系サービス事業所以外の介護サービス事業所・施設等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日）以降に勤務した職員 1人につき20万円

ウ ア及びイ以外の職員 1人につき5万円

(2) (1) 以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に対し、1人につき5万円を給付する。

### 3 振込手数料

法人等が慰労金給付対象者に慰労金を支払う際に発生する振込手数料については、その全額に相当する額（千円未満切り捨て）を当該法人等に交付する。

### 4 その他留意事項

慰労金は、所得税法（昭和40年法律第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法律第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されている。

別表4（第4関係）感染対策費用助成事業

1 助成対象事業所・施設等

助成の対象となる事業所・施設等は、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービスの提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等であって、第5の1（2）アの規定による申請をした時点で当該事業所・施設等に係る指定等を受けているものとする。

なお、当該事業所・施設等の利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

2 基準単価

事業所・施設等の種別及び事業所規模				基準単価	
通所系サービス事業所	1	通所介護事業所	通常規模型	892	千円/事業所
	2		大規模型（Ⅰ）	1,137	千円/事業所
	3		大規模型（Ⅱ）	1,480	千円/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）		384	千円/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		375	千円/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939	千円/事業所
	7		大規模型（Ⅰ）	1,181	千円/事業所
	8		大規模型（Ⅱ）	1,885	千円/事業所
短期入所系サービス事業所	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		44	千円/定員
訪問系サービス事業所	10	訪問介護事業所		534	千円/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		564	千円/事業所
	12	訪問看護事業所		518	千円/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		227	千円/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	千円/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	千円/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148	千円/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		148	千円/事業所
多機能型サービス事業所	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	千円/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	千円/事業所
介護施設等	21	介護老人福祉施設		38	千円/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	千円/定員
	23	介護老人保健施設		38	千円/定員

24	介護医療院	48	千円/定員
25	介護療養型医療施設	43	千円/定員
26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	千円/定員
27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）	37	千円/定員
28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）	35	千円/定員

注 通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、第5の1（2）アの規定による申請をした時点で判断すること。

### 3 助成対象経費

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービスの提供を行うために発生したかかり増し経費を助成対象とする。

次のa～oにかかり増し経費等として考えられるものを例示するが、実際の助成に当たっては、県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

- a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- b 外部専門家等による研修実施
- c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等
- d 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
- e 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- f 消毒・清掃費用
- g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- i 自動車の購入又はリース費用
- j 自転車の購入又はリース費用
- k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く。）
- l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料
- m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- n 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合）
- o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

### 4 助成額

事業所・施設等の種別ごとに、基準単価と助成対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）を助成額とする。

別表5（第4関係）再開環境整備助成事業

1 助成対象事業所

助成の対象となる事業所は、令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所であって、第5の1（2）アの規定による申請をした時点で当該事業所に係る指定等を受けているものとする。

なお、当該事業所・施設等の利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

2 基準単価

事業所・施設等の種別及び事業所規模				基準単価	
通所系サービス事業所	1	通所介護事業所	通常規模型	200	千円/事業所
	2		大規模型（Ⅰ）	200	千円/事業所
	3		大規模型（Ⅱ）	200	千円/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）		200	千円/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		200	千円/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	200	千円/事業所
	7		大規模型（Ⅰ）	200	千円/事業所
	8		大規模型（Ⅱ）	200	千円/事業所
短期入所系サービス事業所	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		200	千円/事業所
訪問系サービス事業所	10	訪問介護事業所		200	千円/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		200	千円/事業所
	12	訪問看護事業所		200	千円/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		200	千円/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	千円/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		200	千円/事業所
	16	居宅介護支援事業所		200	千円/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		200	千円/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所		200	千円/事業所
多機能型サービス事業所	19	小規模多機能型居宅介護事業所		200	千円/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	千円/事業所

注 通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、第5の1（2）アの規定による申請をした時点で判断すること。

3 助成対象経費

3つの密（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」をいう。）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要した購入費用等を助成対象とする。

次に購入費用等として考えられるものを例示するが、実際の助成に当たっては、県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

- a 長机
- b 飛沫防止パネル
- c 換気設備
- d （電気）自転車（リース費用を含む。）
- e タブレット等のICT機器（リース費用を含み、通信費用を除く。）
- f 感染防止のための内装改修費

#### 4 助成額

事業所の種別ごとに、基準単価と助成対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）を助成額とする。